資　料　提　供
平成22年６月９日
課　名　財　政　課
担当者　沖邉　・　江原
電　話　2291　・　2293

平成22年広島県議会6月定例会
議案等提案見込み

１　予算関係議案・・・・・・・・・・・・・・・・　３件

（１）平成２２年度広島県一般会計補正予算

（２）平成２２年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算

（３）平成２２年度広島県土地造成事業会計補正予算

２　議　案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５件

（１）条　例（８件）

（２）人事案件（２件）

（３）その他の議案（５件）

提出議案件数１８件

３　報告案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９件

（１）地方自治法第１８０条による専決処分報告（４件）

（２）平成２１年度広島県一般会計・特別会計繰越明許費繰越計算書

（３）平成２１年度広島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

（４）平成２１年度広島県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

（５）県が資本金の二分の一以上を出資等している法人の経営状況説明書

（６）県有地信託の事務処理状況説明書

平成２２年度６月補正予算案の概要

１　予算編成方針

○ 県民の暮らしと雇用を守るため，引き続き，切れ目のない「緊急経済・雇用対策」を実施

○ 当初予算編成後，新たな緊急課題への対応を行わなければならないなど，真に緊急性，必要性の認められるものを実施

６月補正予算案のポイント→「緊急経済・雇用対策」に係る補正予算額：２５億円
（平成 21 年度１月補正予算以降の累計予算額：６９７億円）

２　補正予算額

（１）会計別の状況

（単位：百万円，％）

区　分	当初予算額 A	６月補正額 B	累計額 (A+B) C	対当初予算比 C／A	対前年同期比	（参考）21 年度６月補正額 D
一　般　会　計	936,320	2,568	938,888	100.3	92.1	64,058
一　般　事　業	542,422	2,568	544,990	100.5	92.2	64,058
職　員　給　与	301,653	0	301,653	100.0	100.9	0
公　共　事　業	92,246	0	92,246	100.0	71.0	0
特　別　会　計	272,785	0	272,785	100.0	92.6	281
企　業　会　計	54,872	0	54,872	100.0	89.6	0
合　　計	1,263,976	2,568	1,266,544	100.2	92.1	64,339

※百万円未満を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある。

（２）補正予算のフレーム

（単位：百万円）

歳　出		歳　入	
■緊急経済・雇用対策	2,527	■基金繰入金等	2,527
・雇用機会の創出	1,990	・雇用創出基金繰入金	48
		・緊急雇用対策基金繰入金	1,942
		・その他（諸収入）	1
・暮らしの安心緊急確保対策	537	・安心こども基金繰入金	537
■「新たな経済成長」への挑戦	21	■財政調整基金繰入金	41
■「豊かな地域づくり」への挑戦	20		
合　計	2,568	合　計	2,568

※百万円未満を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある。

（３）債務負担行為

県立施設の指定管理者への委託料に係る債務負担行為の設定
もみのき森林公園など２０施設（5,126 百万円）

３　主な事業の内容

緊急経済・雇用対策　２，５２７百万円

（１）雇用機会の創出

雇用支援効果　１，０９０人程度

○一般公募による雇用創出事業の実施　１，５００百万円

民間視点による就業促進への取組を支援するため，民間団体等からの創意工夫による提案事業を追加実施

・対象者　県内に活動拠点を持つＮＰＯ法人，公益法人，民間企業，任意団体等

①　短期の雇用・就業機会を創出する事業

【重点分野】介護，医療，農林，環境・エネルギー，観光，地域社会雇用

②　地域のニーズに応じた人材育成を行う事業

【対象分野】介護，医療，農林，環境・エネルギー，観光，地域社会雇用，人づくり，中枢拠点性強化，暮らしの安全・安心対策，新たな過疎対策

○市町の雇用創出事業を支援　４８百万円

離職者等を１年以上雇用し，基金事業終了後も継続性のある雇用創出を目的とした市町の追加実施事業に対して助成

・対象市町　４市町

（２）暮らしの安心緊急確保対策

～安心して子どもを生み育てられる広島県づくり

○子育てバリアフリー化の推進　２４５百万円

子育て家庭の外出支援のため，公共施設等のバリアフリー化やイベント会場への託児室設置等に助成

①　公共交通機関の駅などへの子ども対応型トイレ（洋式に改修，子ども用便座取付）設置に対して助成

・子ども対応型トイレ設置　３００か所

②　商業施設等の入口へのスロープ・手すりの設置に対して助成

・スロープ及び手すり設置　１００か所

③　商業店舗内等へのベビールーム（おむつ交換台，授乳スペース等）設置に対して助成

・ベビールーム設置　１００か所

④　イベント（コンサート，講演会等）会場への託児室設置に対して助成

・イベント開催　１００回

○親子で応援スポーツ観戦　　８２百万円

みんなで子育て応援を進めるため，カープ・サンフレッチェの試合に親子を招待するとともに，県民の子育て応援機運を盛り上げるイベントを実施

・対象者　　小学生以下の子どもと親（計 11,000 名）
・対象ゲーム　プロ野球６試合，サッカー２試合

○市町の子育て支援事業を支援　　１２８百万円

地域の実情に応じた子育て支援を行う市町の事業に対して助成

・対象市町　　１７市町

「新たな経済成長」への挑戦　　２１百万円

○広島空港の国際線の強化　　２１百万円

広島～上海線のナイトステイダイヤの定着を図るためナイトステイ経費等を支援

① 上海線のナイトステイ実施に係る停留料等について運行会社に助成

② 既にナイトステイを行っているソウル・台北線を含めた，混雑緩和対策（セキュリティ体制の強化等）を実施

「豊かな地域づくり」への挑戦　　２０百万円

○2010 年ノーベル平和賞受賞者世界サミットの開催　　２０百万円

2010 年ノーベル平和賞受賞者世界サミットが広島市で開催されることに伴い，県及び広島市等で支援協議会を設置し，円滑な会議運営に資するための開催支援を行うとともに，平和構築に向けた，県民の機運醸成を図る。

また，ノーベル平和賞受賞者等とのネットワークを構築するため，歓迎交流行事を実施する。

・サミット開催日程（予定）　11 月 12 日～14 日

（債務負担行為）

○指定管理者選定に係る債務負担行為　　５，１２６百万円

県立施設の指定管理者（平成２３年度～）の選定を行うために必要な債務負担行為（原則５年間）の設定

＜対象施設＞

もみのき森林公園，視覚障害者情報センター，産業科学技術研究所，緑化センター，びんご運動公園，広島空港県営駐車場，総合グランド　　など２０施設

４　一般会計の状況（款別内訳表）

（単位：百万円，％）

区分		現計予算額	６月補正額	累計額	構成比
歳入	県税	263,595	0	263,595	28.1
	地方消費税清算金	51,707	0	51,707	5.5
	地方譲与税	33,303	0	33,303	3.5
	地方特例交付金	3,618	0	3,618	0.4
	地方交付税	186,104	0	186,104	19.8
	交通安全対策特別交付金	900	0	900	0.1
	分担金及び負担金	6,067	0	6,067	0.6
	使用料及び手数料	6,160	0	6,160	0.7
	国庫支出金	113,210	0	113,210	12.1
	財産収入	2,577	0	2,577	0.3
	寄附金	8	0	8	0.0
	繰入金	42,800	2,568	45,367	4.8
	繰越金	0	0	0	0.0
	諸収入	46,601	1	46,602	5.0
	県債	179,669	0	179,669	19.1
	合計	936,320	2,568	938,888	100.0
歳出	議会費	1,931	0	1,931	0.2
	総務費	63,026	47	63,073	6.7
	民生費	96,738	827	97,566	10.4
	衛生費	76,147	18	76,166	8.1
	労働費	9,466	1,602	11,068	1.2
	農林水産業費	31,930	0	31,930	3.4
	商工費	38,694	11	38,705	4.1
	土木費	93,883	45	93,929	10.0
	警察費	61,817	16	61,833	6.6
	教育費	247,641	0	247,641	26.4
	災害復旧費	5,422	0	5,422	0.6
	公債費	136,926	0	136,926	14.6
	諸支出金	72,298	0	72,298	7.7
	予備費	400	0	400	0.0
	合計	936,320	2,568	938,888	100.0

※　百万円未満を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある。

平成２２年６月定例県議会提案見込事項

（予算関係議案を除く）

１　条　　例　～　８件

【改正】　　８件

（１）職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例　（人事課）

雇用保険法の一部改正に伴い，引用条項を整理

（２）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　（人事課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い，同法に基づく育児休業等を取得できる特別の事情等の規定を整備

【主な内容】

・既に育児休業等をしたことがある職員は，育児休業等終了後３か月以上の期間を経過すれば，その配偶者の育児休業等の取得の有無にかかわらず，再度，育児休業等を取得することができることとする。

（３）広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例　（行政管理課）

尾道市の条例改正に伴い，「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」が適用除外となったことから，当該条例に基づく事務の移譲先市町から同市を削除

また，法令改正に伴い，規定を整理

（４）広島県税条例等の一部を改正する等の条例　（税務課）

地方税法の一部改正に伴い，県民税等に関する規定を改正するとともに，農村地域工業等導入促進法に基づく課税免除に係る県税の特例措置を定めた条例を廃止

【主な内容】

＜個人の県民税＞

・個人の株式市場への参加を促進させるため，新規投資額が 100 万円以内の配当所得・譲渡所得に係る非課税制度を導入し，所要の措置を講じる。

＜県たばこ税＞

・国民の健康の観点から，たばこの消費を抑制するため，県たばこ税率を引き上げる。

①旧３級品以外　1,000 本につき　1,074 円　→　1,504 円（+430 円）
②旧３級品　1,000 本につき　511 円　→　716 円（+205 円）

※旧３級品とは，エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・ウルマの６銘柄を指す

＜農工法に基づく課税免除に関する条例の廃止＞

・農工法に基づく課税免除の減収分について交付税で補てんする措置の対象期間が終了したことに伴い，県税の特例措置を定めた条例を廃止。

（５）広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（国際課，文化芸術課，自然環境課，障害者支援課，高齢者支援課，産業技術課，港湾振興課，都市環境課，教育委員会）

指定管理者による利用料金制を採用している公の施設（広島国際協力センター等２６施設）について，利用者へのサービスの向上及び集客力の強化等を図るため，利用料金の範囲（上下３０％）のうち，下限を撤廃

（６）広島県国民健康保険広域化等支援基金条例及び広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例　（医療保険課）

国民健康保険法の一部改正に伴い，広島県国民健康保険調整交付金の算定方法を変更するなど，必要な規定を整備

（７）広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例　（森林保全課）

土壌汚染対策法施行規則の一部改正に伴い，引用条項を整理

（８）広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例　（病院事業局）

広島中央二次保健医療圏の救急医療機能の強化を図るため，県立障害者リハビリテーションセンターの病床数を２５床増床することに伴い，県立安芸津病院の病床数を１２５床（現行１５０床のうち１００床で運営）に変更

２　人事案件　～　２件

（１）広島県人事委員会委員の選任の同意について　（人事課）

委員３名中１名の任期満了に伴う後任委員の選任

（２）広島県収用委員会委員の任命の同意について　（土木総務課）

委員７名中１名の任期満了に伴う後任委員の任命

３　その他の議案　～　５件

（１）工事請負契約の変更について（２件）

・　一般国道４８７号橋梁整備工事（第２音戸大橋（仮称）警固屋側下部工）　（道路企画課）

鋼材価格の著しい変動（下落）が生じたため，請負契約約款の規定に基づき請負金額を変更（９５７，６００，０００円⇒９２５，７９６，５５０円～▲３１，８０３，４５０円）

・　都市計画道路神辺水呑線街路改良工事　（都市整備課）

埋設物調査の結果，工事用道路計画の見直しが必要となり，これに伴う設計変更に期間を要したため，工期を変更（平成２０年１２月１７日～平成２２年　９月１３日（約２１か月）
⇒平成２２年１２月１３日（約２４か月））

（２）財産の取得について　（薬務課）

新型インフルエンザ対策として，国の要請に基づき，抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）を追加備蓄するため，当該医薬品を購入（平成２２年度は５０，０００人分）

【県備蓄計画】

（単位：万人）

区　　分	H18	H19	H21	H22	H23	合　計
タミフル	11.9	11.9	15.1	5	10	53.9
リレンザ	0	0	2	1	0	3
合　計	11.9	11.9	17.1	6	10	56.9

※現行計画は，H21～H23

（３）損害賠償の額を定めることについて　（病院事業局）

県立広島病院において分べんの際に発生した医療事故に伴う損害賠償額を決定

（４）１７９条専決処分報告

・　広島県税条例及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について　（税務課）

地方税法及び過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い，不動産取得税等に関する規定の改正並びに過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の有効期限に関する規定を改正

【主な内容】

区　分	改　正　内　容　・　目　的
広島県税条例	（１）不動産取得税 新築家屋の取得日等に係る経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を延長する。（H24.3.31 まで） ①　景気低迷に伴う住宅流通の停滞が原因で，宅建業者等が本則期間（6 か月）経過後も新築家屋を所有し続けるケースが増加していることに鑑み，経過年数を１年に緩和する特例措置の延長。 ②　近年のマンションの高層化・大規模化に伴う建築期間の長期化により，土地の取得から住宅の新築までに本則年数（２年）以上を要するものが見受けられるため，土地取得後の新築までの経過年数要件を３年に緩和する特例措置の延長。 （２）自動車取得税 ①　暫定税率（税率の上乗せ分）は廃止するが，当分の間，現在の税率水準（自家用 5%，営業用・軽自動車 3%（本則は全て 3%））を維持する措置を行う。 ②　環境性能の優れた自動車を普及させる観点から，減税対象となる低燃費車特例に中量車（バス・トラック等）を特例対象車に加えることとし，また，中古車市場においても同様の趣旨から軽減対象の拡充と適用期間の延長を行う。 （３）軽油引取税 ①　暫定税率（税率の上乗せ分）は廃止するが，当分の間，現在の税率水準（32,100 円/kl（本則 15,000 円/kl））を維持する措置を行う。 ②　ただし，県民の生活を守るため，原油価格高騰時には本則税率を上回る部分の課税を停止する特例措置を創設する。 （４）自動車税 環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し，環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を，軽課対象の見直しを行った上で，延長する。
過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例	過疎地域自立促進特別措置法が 6 年間延長されたことに伴い，条例の有効期限を延長する。（H28.3.31 まで） これにより，適用地域内で対象設備を取得する者は，引き続き対象設備に係る不動産取得税・事業税の課税を免除される。

４　１８０条専決処分報告　～　４件

（１）訴えの提起について（２件）

・　県営住宅明渡等請求に係る訴えの提起　（住宅課）

・　県営住宅駐車場滞納使用料請求に係る訴えの提起　（住宅課）

（２）和解に応じることについて

・　県営住宅明渡等請求事件に係る和解　（住宅課）

（３）損害賠償額の決定について　【５００万円以下の損害賠償額の決定】

・　交通事故等　９件　（総務課２件，産業技術課１件，警察本部６件）

・　施設管理瑕疵　１件　（財産管理課）

・　道路管理瑕疵　１０件　（道路河川管理課）

・　医療事故　１件　（病院事業局）

５　報告事項　～　５件

（１）平成２１年度広島県一般会計・特別会計繰越明許費繰越計算書

（２）平成２１年度広島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

（３）平成２１年度広島県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

（４）県が資本金の二分の一以上を出資等している法人の経営状況説明書

（５）県有地信託の事務処理状況説明書

【参考】平成２２年６月定例会に提出する議案等

○　議　　案　：　１８件　（予算議案：３件，その他の議案：１５件）

○　報告事項　：　９件　（１８０条専決処分報告：４件，その他の報告事項：５件）